

学校給食費の公会計化移行について

教員の長時間勤務は看過できない深刻な状況となっている中、平成31年1月中央教育審議会でもとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」では、学校給食費の公会計化が提言され、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するためには、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切であると示されました。

なお、令和4年度文部科学省調査結果（学内勤務時間）においては、一週間当たり小学校は、52時間47分（平成28年度比4時間42分減）、中学校：57時間24分（平成28年度比5時間56分減）となっていますが依然として長時間勤務は多い状況にあります。

1. 公会計化とは

学校給食費の公会計化とは、学校給食費を市の会計に組み入れる「公会計制度」を採用することであり、学校給食費に関する収入及び支出を、市の歳入歳出予算に編入する制度のことです。具体的には、学校給食費を歳入とし、これに相応する食材調達費を歳出として、市の会計に位置付け、予算編成を行うこととなります。



2. 公会計化の状況

令和6年度の狭山市が行った調査において、埼玉県内において39自治体（61.9%）が公会計化をしており、年々公会計化が進んでいる状況であります。また、「公会計化移行済み」、又は「公会計化へ検討中」とした自治体は西部地区教育事務所管内で約91%と高い割合となっています。

3. 私会計の課題と公会計化の効果

公会計化の導入によって次の課題解決が見込まれます。

- (1) 教職員等の業務負担軽減（業務負担の軽減）
- (2) 学校給食費の管理・監督体制の強化（透明性の向上）
- (3) 保護者が給食費を納付できる金融機関の拡充（利便性の向上）
- (4) 現金管理上の安全確保（安全性の確保）

4. 方針

「学校給食費の管理を私会計から公会計へ」移行する。

- ・次の理由から、私会計から公会計へ移行するものとします。
- (1) これまで教員の負担軽減にどれほど資するものか見極める必要があるとしていましたが、改めて令和6年度に行った公会計化に関しての基礎調査結果を元にした試算結果では、学校現場全体で年間15,341時間相当の業務負担軽減に資する見込みができたこと。
- (2) 市で給食費の一元管理を行うことで教員等の負担軽減に資することができる見込みが出来たこと。
- (3) 業務効率化により運用費用面でのメリットも享受できること。
- (4) 保護者はどの金融機関からでも納付できるといった利便性の向上も図れること。

5. 今後の主な検討事項とスケジュール

(1) 主な検討事項

- ①組織体制
- ②電算システムの整備・運用
- ③条例改正

(2) スケジュール

令和7年度	4月～ 12月	・徴収及び収納等各事務処理方法検討、マニュアル作成開始 ・システムに関するRFI実施、システムの基本設計 ・狭山市立学校給食センター運営委員会、教育委員会定例会 ・食材契約関連事務（食材納入業者への周知・説明会等） ・学校への説明会（方針、債権移管調整等）
	1月～ 3月	・条例等の整備・調整 ・狭山市立学校給食センター運営委員会 ・教育委員会定例会、市議会に公会計化導入に係る予算案を上程
令和8年度	4月～ 6月	・教育委員会定例会に学校給食費の管理に関する条例案を上程 ・学校給食費の管理に関する条例案を市議会へ上程 ・マニュアルの整備 ・給食費管理システム導入に係る事務（入札等）
	7月～ 12月	・狭山市立学校給食センター運営委員会、教育委員会定例会 ・学校への説明会（債権移管、次年度以降の取扱い方法） ・保護者への周知、口座登録依頼
	1月～ 3月	・小中学校実務者向け説明会 ・狭山市立学校給食センター運営委員会 ・教育委員会定例会、市議会に公会計化運用に係る予算案を上程 ・債権の継承
令和9年度	4月	学校給食費公会計制度運用開始

6. その他

- ・学校給食費の減額等の規定は公会計化後も、現行通りの運用とする。